

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領

制定	平成28年10月11日付け28生産第1075号 平成28年10月11日付け28政統第910号 農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知 政 策 統 括 官 通 知
改正	平成29年 4 月 1 日付け28生産第2161号 平成29年 4 月 1 日付け28政統第1949号
改正	平成30年 2 月 1 日付け29生産第1882号 平成30年 2 月 1 日付け29政統第1567号
改正	平成30年 3 月30日付け29生産第2424号 平成30年 3 月30日付け29政統第2041号
改正	平成31年 2 月 7 日付け30生産第1893号 平成31年 2 月 7 日付け30政統第1683号
改正	令和 2 年 1 月31日付け元生産第1512号 令和 2 年 1 月31日付け元政統第1530号

第 1 趣旨

本事業の実施については、外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28生産第1074号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 目的

国産農産物等の輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等との連携により、国産農産物等を活用した新商品の開発等の取組を支援する。

第 3 事業対象農産物等

本事業の対象となる農産物の品目は、青果物（野菜及び果実）、茶等工芸農作物（茶、こんにゃくいも等）、穀類（米、麦類、豆類等）及びいも類等甘味資源作物（かんしょ、ばれいしょ、さとうきび、てん菜等）並びにこれらを主な原料とする加工品とする。

第 4 事業実施主体等

1 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、次に掲げる要件全てを満たすものとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、本事業の対象となる農産物等に関する専門的知識を有し、第5の2の事業を実施する者の事業実施計画の審査を行う体制を構築することができるものであること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（こ

これらの定めのない団体にあつてはこれらに準ずるもの。以下同じ。)を備えていること。

- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は複数の民間団体により組織する団体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当する団体で、当該団体を構成する全ての団体（以下「構成団体」という。）が本事業を実施すること等について同意していること、当該団体を代表する団体を定めていること、構成団体が定款、事業計画等を有しており、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であるものをいう。以下同じ。）のいずれかであること。
- (5) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 外食・加工業者等の要件

第5の2の事業を実施する者は、外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政機関等により構成する協議会（以下「外食・加工業者等」という。）であつて、次の（1）から（3）までの要件を全て満たすものとする。

なお、外食・中食・加工業者等と行政機関等により構成する協議会（以下「協議会」という。）については、併せて（4）の要件も満たすものとする。

ただし、（5）の要件を満たす者が、いも類等甘味資源物品について第5の2の（5）の事業を実施する場合は、この限りでない。

- (1) 国産農産物等を活用した新規性のある商品の開発、製造及び販売を行う事業者であること。
- (2) 安定的に国産農産物等を原材料として供給することができる能力のある生産者（当該地域の1戸当たりの平均作付面積を超える者又は今後3年間でこれを超える計画を有する者に限る。）又は生産者団体等（以下「生産者等」という。）との間で原材料の供給契約（流通事業者を交えた三者契約も可とする。以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に締結すること。なお、協議会においては、構成員である外食・中食・加工業者等が生産者等との間で原料供給契約を締結すること。

なお、原料供給契約は、生産者と締結する場合にあつては、複数の生産者との締結を基本とする。原料供給契約の期間は、補助金の交付の翌年度から3年以上の期間とし、毎年度更新することができる。

- (3) 国産農産物等の需要フロンティアの開拓を促進する観点から、本事業により開発した商品について、国産農産物等を原材料として使用する旨を商品の包装等に表示すること。この場合においては、食品表示法（平成25年法律第70号）等の関係法令

及びガイドライン等の規定を遵守するとともに、原料原産地表示（「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知・平成29年9月1日消食表第407号消費者庁次長改正通知）に定める加工食品の原料原産地表示をいう。以下同じ。）に取り組むこと。

（4）協議会は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 都道府県又は市町村が構成員となっており、本事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。

イ 取組の内容の決定に当たって様々な業種の事業者の意見を反映するよう、外食・中食・加工業者等その他の様々な業種の事業者が構成員となっていること。

ウ 代表者の定めがあること。

エ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めを有すること。

オ 各年度ごとの事業計画、収支予算書等を総会等で承認されていること。

（5）次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 国産農産物等を活用した訪日外国人や海外消費者にとって新規性のある商品の開発、製造、販売、広報を行う能力を有する事業者またはこれら事業者で構成される団体であること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めを有すること。

エ 各年度ごとの事業計画、収支予算書等を総会等で承認されていること。

第5 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

1 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

事業実施主体は、国産農産物等を活用した新商品の開発等を推進するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。ただし、（2）に掲げる事業は必ず行うものとする。また、原則として（3）に掲げる事業を行うこととする。

（1）全国推進会議の開催

本事業に係る全国推進会議の開催

（2）外食・加工業者等の公募選考会の開催

2の事業を実施する外食・加工業者等の公募選考会の開催

（3）生産者等と外食・加工業者等とのマッチング会の開催

新商品の開発のための、生産者等と外食・中食・加工業者等とのマッチング会の開催

（4）新商品の開発等のための専門家による助言及び指導

新商品の開発等のための、専門家による外食・加工業者等に対する助言及び指導

（5）試作品の試食会、商談会等の開催

実需者や消費者等を対象とした試食会、商談会等の開催

2 外食・加工業者等による新商品の開発等

事業実施主体は、外食・加工業者等が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。この場合において、（1）のウに掲げる新

商品の開発に必要な試作への補助は必ず行うものとする。また、1の(2)による公募選考においては、以下の取組等を行う外食・加工業者等について、優先的に採択するものとする。

- ・公募選考の以前において行われる(1)のイに掲げる市場動向を踏まえた新商品の十分なニーズ調査
- ・新商品の輸出に向けた取組
- ・生産者団体、実需者等と一体となった地域ぐるみの新商品のブランド化に向けた取組

(1) 新商品の開発・試作

- ア 新商品の開発のための検討会の開催
- イ 新商品の開発のための市場調査の実施
- ウ 新商品の開発に必要な試作、(2)により開発又は改良した機械を用いた試作品の製造、試作品に係るパッケージの開発等
- エ 試作品に係る評価検討会の開催

(2) 新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等

- ア 新商品の製造用機械の改良及び新たに開発した機械の導入・設置
- イ 新商品の貯蔵用機械の改良及び新たに開発した機械の導入・設置
- ウ 新商品の販売用機械(自動販売機)の改良及び新たに開発した機械の導入・設置

(3) 試作品のプロモーション

- ア 試作品のPRのためのパンフレット等の作成
- イ 試作品の試食会、商談会等の開催

(4) 原料原産地表示

- ア 新商品の原料原産地表示に向けた検討会の開催
- イ 新商品の原料原産地表示に必要な機器のリース導入

(5) 情報の発信

訪日外国人や海外消費者にとって新規性のある新商品のPRのための各言語によるインターネットサイトの制作やSNSを活用した情報発信等

第6 補助対象経費等

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、第5の2の(2)及び(4)のイに掲げる事業の補助対象経費は、別表1に掲げるもののほか、別表2に掲げるものとする。また、事業実施主体にあっては第5の1の内容の一部を、外食・加工業者等にあっては第5の2の内容の一部を、それぞれ他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

(1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対

象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。

(2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

(3) 第5の2の新商品は、次のとおりとする。

自社でこれまで製造・販売をしていない新規性のある（パッケージの変更や商品の形状の変更等を除く。）商品であること。

なお、1次加工品の開発においては、最終商品の販売が見込まれること。

(4) 外食・加工業者等は、第5の2の(2)に掲げる事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

ア 機械の導入及び運用に必要な資金を確実に確保すること。

イ 機械の管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。

ウ 本事業に係る計画の内容に見合った適切な規模の整備内容とすること。

(5) 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、本事業により開発した新商品の製造を中止する場合には、第4の2の(1)及び(3)の要件を満たす代替商品の製造に努めることとする。

(6) 第5の2の(2)及び(4)のイに掲げる事業で導入する機械は、リース方式等により導入するものとし、リース方式により導入する場合の貸付対象機械は、貸付者がリース物件として貸付可能なものとする。

また、既存設備の単なる更新整備については、本事業の補助の対象外とする。

なお、事業実施主体は、外食・加工業者等が第5の2の(2)及び(4)のイに掲げる事業に必要な機械をリース方式により導入する場合には、外食・加工業者等が当該機械の貸付者（事業実施主体又は貸付主体（事業実施主体が別に指定するリース会社等をいう。以下同じ。）をいう。）に対し支払う貸付料について、負担の軽減を図るものとし、事業実施主体自ら貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

(7) 国産農産物等の需要拡大を図る観点から、第5の2の(2)に掲げる事業により機械の導入（リース方式による導入を含む。）を行った場合には、当該機械の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）又は貸付期間の満了時までは、原料供給契約の契約期間の満了後であっても、当該機械を使用することにより国産農産物等を使用した商品の製造に努めることとする。

第7 補助率

本事業の補助率は、別表3に掲げるとおりとする。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和2年3月31日までとする。

第9 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、要綱第3の1の規定に基づき、別記様式第1号による事業実施計画を作成し、要綱別表2に掲げる事業承認者（以下「事業承認者」という。）の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱第3の2の生産局長等が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

（1）事業実施主体の変更

（2）事業の追加、中止又は廃止

（3）成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

（4）総事業費の3割を超える増減、国庫補助金の増又は3割を超える減

（5）第5の1の（1）から（5）まで及び第5の2の（1）から（5）までの経費の相互間における経費の3割を超える増減

（6）第5の2の（1）から（5）までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用

第10 事業の着手

1 本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があるため、補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、事業承認者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第2号により作成し、事業承認者に提出するものとする。

2 1のただし書により補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。

3 事業承認者は、1のただし書による本事業の着手については、事業実施主体に対し、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第11 事業の成果目標

1 事業実施主体は、第9の1の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、本事業に取り組む外食・加工業者等が取り扱う国産農産物の使用量を10%以上増加させる又は本事業に取り組む外食・加工業者等の国産農産物を用いた商品の生産額に占める輸出額の割合を5ポイント以上増加させることとする。

なお、既存商品に係る国産農産物の使用量及び国産農産物を用いた商品の生産額を

減らすものでないこと。

ただし、第4の2のただし書きによりいも類等甘味資源物品について第5の2の(5)の事業を実施する場合は、訪日外国人や海外消費者による本事業で開発した商品等の消費拡大に貢献していることを検証できる成果目標を設定することとする。

2 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の5年後とする。

3 事業実施主体は、外食・加工業者等が定める本事業の成果目標について、外食・加工業者等から報告を受けるとともに、当該報告を取りまとめた上で、事業実施計画において定めた成果目標と整合しない場合には、当該成果目標を変更した上で、別記様式第3号により事業承認者に報告するものとする。

第12 事業の実施

1 新商品開発等事業実施要領の作成

事業実施主体は、第5の2の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた新商品開発等事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）を別記様式第4号により作成し、事業承認者に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

(1) 事業実施主体は、第5の2の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考委員会を設置し、外食・加工業者等を公募により採択するものとする。

公募選考委員会は、外食・加工業者等が第4の2の要件に合致するか、外食・加工業者等から提出された新商品の開発等に係る事業実施計画（以下「商品開発事業計画」という。）が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、外食・加工業者等を公募するごとに、公募選考委員会を開催し、審査を行うものとする。

(2) 事業実施主体は、採択された商品開発事業計画を取りまとめ、別記様式第5号により、事業承認者に報告するものとする。

3 リース方式による機械の導入の支援

(1) リース方式による機械の導入の支援は、次のいずれかによるものとする。

ア 外食・加工業者等が貸付主体から借り受ける場合

事業実施主体は、外食・加工業者等が第5の2の(2)及び(4)のイに掲げる事業に係る機械をリース方式により導入する場合には、外食・加工業者等が貸付主体から借り受ける機械の本体価格のうち2分の1以内の金額について、貸付主体を通じて外食・加工業者等に助成する。

イ 外食・加工業者等が事業実施主体から借り受ける場合

事業実施主体は、外食・加工業者等が借り受ける機械の取得価格のうち2分の1以内の金額について、事業実施主体による貸付けを通じて外食・加工業者等に助成する。

(2) 貸付期間

貸付対象機械の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

ア 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を外食・加工業者等に移転する場合
貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械については60%。1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付者が貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を外食・加工業者等に移転することを前提に、事業実施主体が定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、貸付対象機械は、法定耐用年数に達するまでの間、所有権の移転を受けた外食・加工業者等において適正に使用するものとする。

イ 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を移転しない場合
貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間の終了後における貸付対象機械の取扱いについては、事業実施主体が定めるものとする。また、再リースを行う場合には、当該貸付対象機械の購入に要する経費の一部が本事業により補助されたものであることを踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体が貸付主体を指導するものとする。

（3）貸付期間の終了後における貸付対象機械の所有権の移転

貸付者は、貸付対象機械について、（2）の規定に基づく貸付期間の終了後における適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、借受者に当該機械の所有権を移転することができるものとする。

（4）途中解約の禁止

外食・加工業者等は、貸付期間中のリース契約の解約又は解除を行うことはできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約又は解除する場合には、未経過期間に係る貸付料相当額を、解約金として、外食・加工業者等が貸付者に支払うものとする。

（5）補助金の返還

事業実施主体は、貸付対象機械の貸付期間中において、外食・加工業者等又は貸付主体から当該機械の利用状況の報告を受け、把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、外食・加工業者等又は貸付主体に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約が解約又は解除されたとき

イ 外食・加工業者等が経営を中止したとき

ウ 貸付期間中に借り受けた機械が消滅又は消失したとき

エ 交付申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき

オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき

カ リース契約の変更の届出、報告等を怠ったとき

4 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を事業承認者が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

第13 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の5年後まで毎年度、外食・加工業者等に本事業の実施状況報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。
- 2 事業実施主体は、毎年度、1の実施状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第6号による実施状況報告書を作成し、翌年度の6月30日までに事業承認者に報告するものとする。

第14 事業の評価

- 1 事業実施主体は、第11の2の目標年度の翌年度において、自ら成果目標の達成状況の評価し、別記様式第7号により、目標年度の翌年度の7月31日までに事業承認者に報告するものとする。
- 2 事業承認者は、1による報告を受けた場合には、別記様式第8号により、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に対する事業実施主体の自己評価が適正であるかどうかについて評価を行うものとする。

また、評価に当たっては、1による報告を受けた事業実施主体の自己評価の内容を確認し、必要に応じて事業実施主体から聴き取りを行い、評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価に当たっては、生産局長及び政策統括官が別に定める評価検討委員会を開催し、外部有識者の意見を踏まえるものとする。

第15 機械の管理・運営等

- 1 事業実施主体は、本事業により機械の導入（リース方式による導入を含む。）を行った外食・加工業者等に対し、管理運営規程を定めさせ、適正に管理・運営を行わせるものとする。外食・加工業者等は、当該機械の法定耐用年数の満了時までは、善良な管理者の注意をもって、当該機械を管理するものとする。
- 2 外食・加工業者等が本事業において購入した機械等の物品の所有権は、当該外食・加工業者等に帰属する。ただし、リース方式により機械を導入した場合には、当該機械の所有権は、第12の3の（3）に規定する場合を除き、貸付者に帰属する。
- 3 2により取得した物品については、外食・加工業者等において管理簿に登録した上で、当該物品にシールを貼るなどして、本事業による購入物品である旨を明示するものとする。

本事業により導入・設置した機械については、本体や看板等に本事業により導入・設置した旨を明示するものとする。

第16 情報の取扱い

事業実施主体となった団体の職員及び公募選定委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た外食・加工業者等の開発する商品等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第17 開発された商品・技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に、事業実施主体を通じ、国に提出させることを条件に、外食・加工業者等に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、そのことに正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 当該特許権等を第三者に譲渡し、又は第三者にその利用を許諾する場合には、事前に国と協議してその承諾を得ること。

第18 収益納付

- 1 事業実施主体又は外食・加工業者等が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、要綱第6の1の規定に基づき、別記様式第9号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月30日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 事業承認者は、事業実施主体又は外食・加工業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第19 事業の見直し

本要領の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう第11の成果目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

附 則（平成28年10月11日付け28生産第1075号
平成28年10月11日付け28政統第910号）

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年4月1日付け28生産第2161号
平成29年4月1日付け28政統第1949号）

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要領に基づく事業については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成30年2月1日付け29生産第1882号
平成30年2月1日付け29政統第1567号）

- 1 この改正は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成30年3月30日付け29生産第2424号
平成30年3月30日付け29政統第2041号）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成31年2月7日付け30生産第1893号
平成31年2月7日付け30政統第1683号）

- 1 この改正は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和2年1月31日付け元生産第1512号
令和2年1月31日付け元政統第1530号）

- 1 この改正は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例によることとする。

別表 1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場借料に係る経費	
	会場設営費	本事業を実施するために直接必要な会議・商談会等を開催する場合における設営（情報案内コーナー等の設置を含む。）に係る経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便及び運送に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器、試験機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	広告・宣伝費	本事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布等に係る経費	
	情報発信費	本事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）に係る経費	・事業実施主体が行う場合に限る。ただし、事業の対象となる農産物の品目がいも類等甘味資源作物の場合を除く。 ・コンテンツの作成、システム管理等のWEBによる情報発信の経費を含む。

	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額（３万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（３万円未満）の器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料の収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に係る経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及

		に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費	び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を記載した資料を添付すること。 ・相談員に対する謝金については、商談会に招へいするバイヤーに関する資料を添付すること。 （本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体の構成員又は事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること（本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）。 ・雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。

			・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。 ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分（例えば、全国推進会議の開催等）の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託に係る経費	・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・新商品の開発、試作品の製造等の本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品に係る経費	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以

		ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	上の場合とし、該当する設備・備品を1社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付すること（本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込に係る経費	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）に係る経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う通	

		勤に係る経費	
--	--	--------	--

上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費とは認めないものとする。

1. 本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

別表 2

補助対象経費（第 5 の 2 の（ 2 ）及び（ 4 ）のイに掲げる事業のみ）

費目	細目	内容	注意点
事業費	整備費	本事業を実施するために直接必要な機械・設備の開発・改良、導入・設置等に係る経費	1 整備対象となる機械・設備については、次に掲げる要件を満たすこと。 （1）商品の製造量に見合った能力・規模を有すること。 （2）事業実施計画に記載されている新商品の製造等を行うために必要なものであること。 2 開発・改良した機械の導入・設置及び新商品の原料原産地表示に必要な機器のリース導入は、原則として、1 事業者当たり 1 件とする。

別表 3

事業内容	補助対象経費	補助率
1 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等	（1）全国推進会議の開催に要する経費 （2）外食・加工業者等の公募選考会の開催に要する経費 （3）生産者等と外食・加工業者等とのマッチング会の開催に要する経費 （4）新商品開発等のための専門家による助言及び指導に要する経費 （5）試作品の試食会、商談会等の開催に要する経費	定額 定額 定額 定額 定額
2 外食・加工業者等による新商品の開発等	（1）新商品の開発・試作に要する経費 （2）新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等に要する経費 （3）試作品のプロモーションに要する経費 （4）原料原産地表示に要する経費 ア 新商品の原料原産地表示に向けた検討会の開催に要する経費 イ 新商品の原料原産地表示に必要な機	定額 1 / 2 以内 定額 定額 定額 1 / 2 以内

	器のリース導入に要する経費 (5) 情報の発信 訪日外国人や海外消費者にとって新規性のある新商品のPRのための各言語によるサイトの制作やSNSを活用した情報発信等に要する経費	定額
--	---	----

別記様式第1号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

令和○年度外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施計画の
(変更) 承認申請について

令和○年度において、下記のとおり外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業を実施したいので、外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1075号、平成28年10月11日付け28政統第910号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施計画書」のとおり

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの事業実施計画から変更がないときは、
「○月○日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この
場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ()	
1 生産者と外食・加工業者等との連携体制 の構築等 (1) 全国推進会議の開催 (2) 外食・加工業者等の公募選考会の開催	円	円	円	

(3) 生産者等と外食・加工業者等とのマッチング会の開催 (4) 新商品の開発等のための専門家による助言及び指導 (5) 試作品の試食会、商談会等の開催 2 外食・加工業者等による新商品の開発等 (1) 新商品の開発・試作 (2) 新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等 (3) 試作品のプロモーション (4) 原料原産地表示 (5) 情報の発信 3 合計				
--	--	--	--	--

注：事業の一部を他の者に委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの資料から変更がないときは、「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。

別記様式第1号 別添

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施計画書

1 事業計画概要

(1) 本事業の対象となる国産農産物

1 青果物 ()	2 茶等工芸農作物 ()	3 穀類・米、豆類 ()
4 穀類・麦類 ()	5 いも類等甘味資源作物 ()	

注：本事業の対象となる農産物を1つ選び、円で囲むこと。
また、具体的な品目を括弧内に記載すること。

(2) 本事業により取り組む新商品の開発等

ア 事業内容の件数	
① 新商品の開発・試作	件
② 新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等	件
③ 試作品のプロモーション	件
④ 原料原産地表示	件
⑤ 情報の発信	件
イ 本事業により開発する商品	
(例) 1 これまでに製造・販売していなかった〇〇を原材料とした△△の開発 2 現在G F Pの輸出診断を実施した上で××を輸出、そのノウハウを生かし△△も輸出 3 輸出に際し、●●(国)の衛生管理基準等に対応するため～～を工夫 4 …	
ウ 新商品の製造に必要な機械の開発・改良等	
(例) 1 □□□を製造するために必要な〇〇〇の装置について改良を行い、×××とする。 2 ●●(国)の規格に合わせた△△を製造するために必要な〇〇〇の開発・改良 3 …	

エ	本事業により開発した試作品のプロモーション (例) 1 本事業により開発した試作品を広くPRするための〇〇〇の作成 2 現在輸出している××のPRに際し、JETROやJFOODOを積極的に活用、△△の輸出に当たっても同様に活用し、海外向けプロモーションに参加 3 …
オ	本事業により開発した新商品の原料原産地表示 (例) 1 本事業により開発した新商品の原料原産地表示に向けた検討会を開催 2 …
カ	情報の発信 (例) 1 訪日外国人や海外消費者にとって新規性のある〇〇を使用した新商品のPRのための△△語および××語によるサイトの制作。 2 …

注：イからカまでの欄には、複数の取組が見込まれる場合には、それぞれに対応した番号を付し、全て列記すること。

(3) 国産農産物の原料供給契約

ア	国産農産物の原料供給契約を締結する生産者等件数	
	1 青果物	件
	2 茶等工芸農作物	件
	3 穀類・米、豆類	件
	4 穀類・麦類	件
	5 いも類等甘味資源作物	件
イ	契約数量（年間、トン）	
	1 青果物	
	2 茶等工芸農作物	
	3 穀類・米、豆類	
	4 穀類・麦類	
	5 いも類等甘味資源作物	

(4) 成果目標

成果目標の具体的な内容	計画時 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
(例) 本事業に参加した事業実施者が取り扱う 国産青果物の使用量を10%増加	○ t	△ t

注： 成果目標の目標年度は、事業実施年度の5年後とする。

成果目標は、外食・加工業者等が取り扱う国産農産物の使用量10%以上の増加又は外食・加工業者等の国産農産物を用いた商品の生産額の占める輸出額の割合5ポイント以上の増加とする。なお、既存商品に係る国産農産物の使用量及び国産農産物を用いた商品の生産額を減らすものでないこと。

2 事業別内訳

(1) 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

ア 全国推進会議の開催

時期	場所	事業内容	参集範囲、参加者数	事業費	負担区分		備考
					国費補助金	その他()	
				円	円	円	
計							

イ 外食・加工業者等の公募選考会の開催

時期	場所	事業内容	参集範囲、参加者数	事業費	負担区分		備考
					国費補助金	その他()	
				円	円	円	
計							

ウ 生産者等と外食・加工業者等とのマッチング会の開催

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他()	
	円	円	円	
計				

エ 新商品の開発等のための専門家による助言及び指導

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他()	
	円	円	円	
計				

オ 試作品の試食会、商談会等の開催

時期	場所	事業内容	参集範囲、参加者数	事業費	負担区分		備考
					国費補助金	その他()	
				円	円	円	
計							

注1： 事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして記載すること。

2： 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

3： 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

(2) 外食・加工業者等による新商品の開発等

ア 新商品の開発のための検討会の開催

外食・加工業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

イ 新商品の開発のための市場調査の実施

外食・加工業者数	調査対象者名	事業内容	事業費	負担区分		備考
				国費補助金	その他 ()	
			円	円	円	
計						

ウ 新商品の開発に必要な試作、開発・改良した機械による試作品の製造、試作品に係るパッケージの開発等

外食・加工業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

エ 試作品に係る評価検討会の開催

外食・加工業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

オ 新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等

外食・加工業 者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費 補助金	その他 ()	
		円	円	円	
	(うちリースに要する経費)	円	円	円	
	(うち導入に要する経費)	円	円	円	
計					

カ 試作品のプロモーション

外食・加工業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

キ 新商品の原料原産地表示に向けた検討会の開催

外食・加工 業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

ク 新商品の原料原産地表示に必要な機器のリース導入

外食・加工 業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

ケ 情報の発信

外食・加工 業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

注１： 事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして記載すること。

２： 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

３： 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

４： 「オ 新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等」については、機械の改良及び導入（設置又はリース）に係る経費等を記載すること。

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

令和〇年度外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の補助金交付決定
前着手届

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施計画に基づく別添事業について、
補助金交付決定前に着手することとしたいので、外食産業等と連携した農産物の需要拡大
対策事業実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1075 号、平成 28 年 10 月 11 日付
け 28 政統第 910 号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第 10 の 1 の規定に基づき、下
記の条件を了承の上、届け出る。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの間に、天災地変の事由により当該事業に損失が生じ
た場合には、当該損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合にお
いても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの間は、事業実施計画
の変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

令和○年度外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の成果
目標について

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1075 号、平成 28 年 10 月 11 日付け 28 政統第 910 号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第 11 の 3 の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

(注) 関係書類として、別記様式第 3 号－2 を添付すること。

別記様式第 3 号－ 2

事業実施主体名

対象品目名

成果目標（国産農産物の使用量を 10%以上増加）

外食・加工 業者等名	新商品名	国産農産物の取扱量		増加量
		現状値	目標値	
計				

成果目標（国産農産物を用いた商品の輸出額の割合を 5 ポイント以上増加）

外食・加工業 者等名	商品名	商品の輸出額の割合		増加ポイント
		現状値	目標値	
計				

注 1：対象品目ごとに取りまとめること。

2：欄が不足する場合は、適宜追加すること。

3：外食・加工業者等による新商品の開発等に係る事業実施計画書を添付すること（要領第 12 の 2 の（2）の規定に基づき、別記様式第 5 号で提出済みの事業実施計画から変更がないときは、外食・加工業者等ごとに「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

令和○年度外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発等
事業実施要領の(変更)承認申請について

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領(平成28年10月11日付け28生
産第1075号、平成28年10月11日付け28政統第910号農林水産省生産局長、政策統括官通知)
第12の1の規定に基づき、新商品開発等事業実施要領の承認を申請する。

(注) 関係書類として、新商品開発等事業実施要領を添付すること。

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

令和〇年度外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発等事業実施計画の報告について

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1075 号、平成 28 年 10 月 11 日付け 28 政統第 910 号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第 12 の 2 の（2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、新商品の開発等に係る事業実施計画を添付すること。

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の実施状況報告に
ついて（令和〇年度）

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成28年10月11日
付け28生産第1075号、平成28年10月11日付け28政統第910号農林水産省生産局長、
政策統括官通知）第13の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

外食・加工業者等から提出のあった本事業の実施状況報告書の一覧

番号	外食・加工業者等名	商品名	備考

注：外食・加工業者等が別添様式に準じて作成し、事業実施主体に提出した外食
産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第 6 号 別添

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施状況報告書

1 事業の実施状況

番号	商品名	商品の製造量（トン）	
		計画	実績

注：経年により商品名を変更した場合には、後継商品名を記載し、元の商品名を括弧書により記載すること。

2 国産農産物の利用実績

区分 年度	契約相手先 (生産者等)	契約数量		契約単価 ②	年間契約額 ①×②	備考
		計画	実績 ①			
初年度 (年度)						
2 年度 (年度)						
3 年度 (年度)						
4 年度 (年度)						
5 年度 (年度)						

注 1：備考欄には、契約期間を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

3 事業実施の効果

年度 区分	商品名	年間製造数量（トン）		生産額（円）		備考
			うち 輸出量		うち 輸出額	
初年度 （ 年度）						
2年度 （ 年度）						
3年度 （ 年度）						
4年度 （ 年度）						
5年度 （ 年度）						

注1：初年度欄には、事業実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

印

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の評価報告（令和〇年度）

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1075号、平成28年10月11日付け28政統第910号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第14の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、別記様式第8号の評価報告書を添付すること。

別紙様式第 8 号

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業評価報告書

(事業実施主体名：〇〇、令和〇年度)

外食・加工業者等名	対象商品名	原料品目名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況								成果目標の具体的な実績	事業実施年度	外食・加工業者等の評価	事業実施主体の評価	備考
				計画時 (令和△年)	1年後 (令和〇年)	2年後 (令和〇年)	3年後 (令和〇年)	4年後 (令和〇年)	目標年度 5年後 (令和〇年)	目標値 (令和〇年)	達成率					
〇〇法人	りんごジャム	りんご	国産りんごの使用量を10%増	20,000kg						22,000kg	100%	りんごの使用量が〇〇kg増加し、達成率が〇%				

事業実施者の平均増加率	〇%	総合所見	
-------------	----	------	--

別記様式第9号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名 印

令和○年度外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業収益状況報告書

令和○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業に関する令和○年度の収益の状況について、外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1075号、平成28年10月11日付け28政統第910号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第18の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。